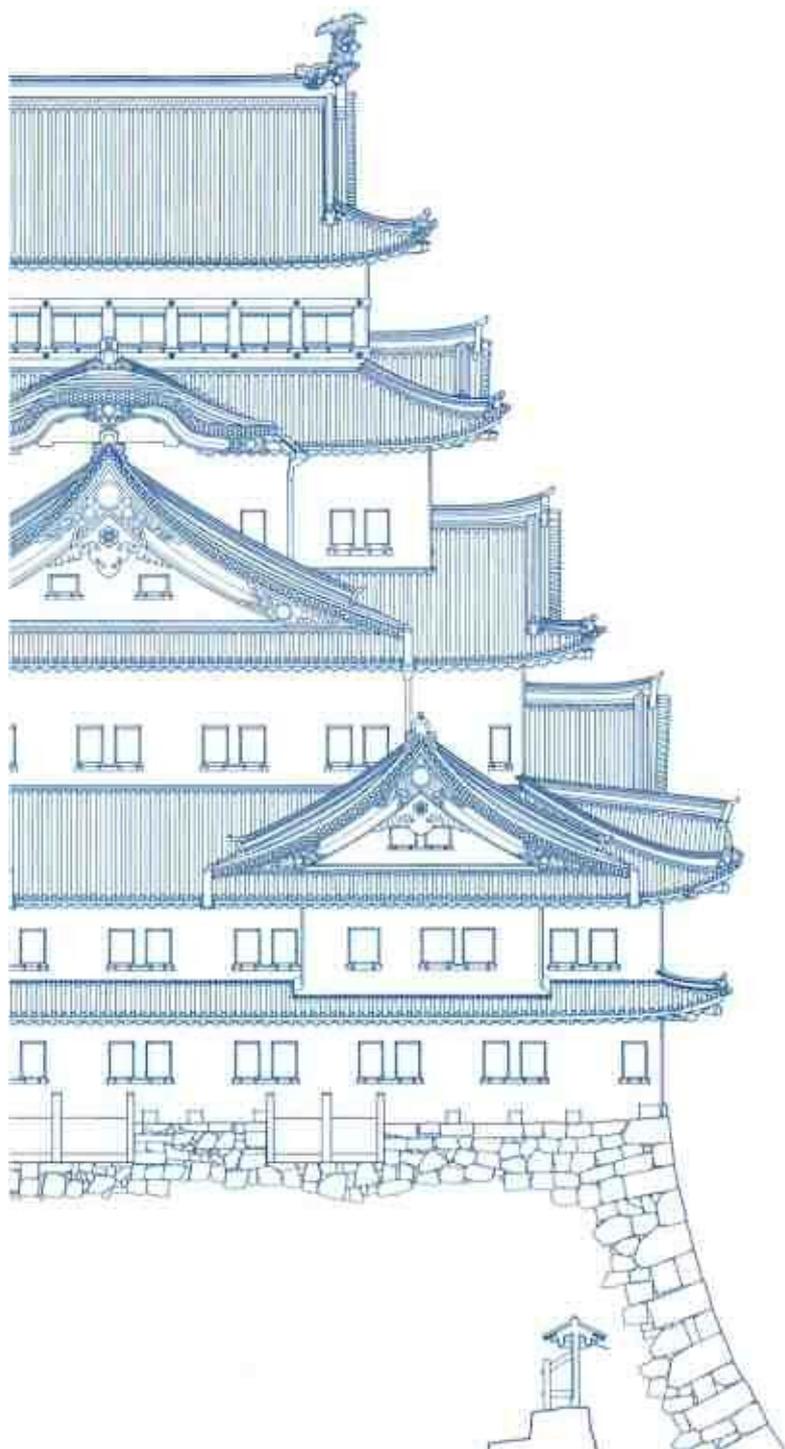


名古屋城木造天守の昇降技術に関する公募  
要求水準書



2022年4月

名古屋市観光文化交流局

## 1. 要求水準

この要求水準書は、本市が「名古屋城木造天守の昇降技術に関する公募」への公募参加者に対して、要求水準を示すものであり、公募要項と一体のものとして位置付けるものです。

公募参加者は、公募要項を踏まえた上で、以下の要求水準に対応する審査申請書類を提出してください。

ただし、以下の要求水準は、最終的な導入時に求められる水準とは異なり、審査の時点で求められる水準です。

最低要求水準とは、審査にあたって公募参加者が全て充足していることを求められる要求水準を指します。最低要求水準を充足していない公募参加者は審査対象外となります。

加点要求水準とは、よりふさわしい昇降技術を選定するための採点基準を指します。

また、各要求水準は番号で示しており、補足的な要求事項については「・」で、例示についてはその旨を記載しています。

なお、この要求水準書において使用している用語の意義は、本文中において特に明示するもの及び文脈上別異に解すべきものを除き、公募要項に定めるところによります。

## 1-1. 最低要求水準

区 分	内 容
実現性	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 提案に実現性があること</li> <li>2 必要な許認可を把握していること</li> </ol>
安全性	<ol style="list-style-type: none"> <li>3 自社検査等により安全性が確保される見込みがあること</li> <li>4 停電、火災、地震等災害が発生した場合の対応策が講じられていること <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 火災発生時等に発生する煙を閉鎖すべく各階層に設置される設備に順応した技術であること</li> <li>・ 部材等における可燃物の使用が最小限となる見込みがあること（例：直火を利用する設備は導入しない 等）</li> <li>・ 稼働させるにあたって原動機を用いる場合、内燃機関及び外燃機関を使用する必要がないこと</li> <li>・ 機材運搬時や稼働時の対策が講じられる見込みがあること（例：緊急停止装置 等）</li> <li>・ 漏電・ショートによる出火の防止策が講じられていること</li> <li>・ 災害発生時に観覧客の避難を妨げない工夫が提案されていること（ただし、昇降技術については避難用としての用途は求めない）</li> <li>・ 昇降に際して、利用者、介助者等（以下「利用者等」という。）を収納する形式を採る場合は、閉じ込められないようにする対策が講じられていること</li> <li>・ 非常時に外部に知らせる手段があること</li> </ul> </li> <li>5 利用時のいかなる場合でも利用者等の安全が確保されていること <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 転倒等することなく昇降できること</li> <li>・ 利用時に利用者のすぐ傍に介助者を配置できること</li> <li>・ 利用時に利用者等及び周囲の観覧者の安全が確保できること</li> </ul> </li> </ol>

区 分	内 容
	<ul style="list-style-type: none"> <li>故障などが発生した際に、利用者等の安全が確保できること</li> </ul>
価格	6 見積金額が指定する契約金額の上限以下であること
バリアフリー (有用性)	7 少なくとも大天守1階に昇降ができること
史実に忠実	<p>8 柱や梁などの主架構を変更しないこと</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>床開口の寸法については、主たる梁（2,140mm 角スパン）に鑑み、1,500mm×1,600mm（梁の内法有効）を基本とし、変更は行わないこと</li> <li>柱や梁などを損なうものでない限り、垂直昇降装置等の設置も可とする  （例：木造天守床部分の開口部への設置、レールの支えとなる柱の設置、ボルト・ねじやハーネス等を設定する保護材・補強材等の柱への設置 等）</li> </ul> <p>9 取り外すことにより、史実に忠実な状態に戻すことができる設置手法とすること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>以下の設置は公募参加者からの提案がある場合は可とする  （例：階段上に着脱可能な段差を解消するための補強材の設置、階段に階段昇降機などが移動するためのレールの設置 等）</li> </ul>
運用	<p>10 導入後も日本国内に5年以上サポートし続けられる体制を確保できる見込みがあること</p> <p>11 耐用年数が示されていること</p>

## 1-2. 加点要求水準

区 分	内 容
新技術	<p>12 技術そのものに革新性がある、又は既存技術であっても導入のための改良に革新性があること</p> <p>13 利用することにより新たな価値を提供できること</p>
実現性	<p>14 体制及び開発・導入スケジュールにより昇降技術開発、製造、導入が可能であると見込めること</p> <p>15 必要な許認可が得られる見込みがあること (例：ISO、JIS、JASPEC、型式適合認定 等)</p>
安全性	<p>16 利用時の安全性確保のための対策が講じられていること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自動制御モードや安全運転制御等の仕組みにより、事故や怪我を未然に防いだりする工夫がなされていること。ただし、利用者の安全を確保するために手動による操作があった場合にはそちらが優先されること。</li> </ul> <p>17 木造天守自体の防災・安全性に支障を与えない工夫がされていること</p>
価格	<p>18 導入費用等が抑制されていること</p> <p>19 導入費用等の抑制が工夫されていること</p> <p>20 維持管理費用が抑制されていること</p> <p>21 維持管理費用の抑制が工夫されていること</p>
バリアフリー (有用性)	<p>22 利用対象者の範囲が広いこと</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 車いす利用者に限らない全ての人 (例：内部障害者（人工関節利用など）、膝を痛めている人、高齢者（杖をついているような人）、妊婦、小さな子ども、ストレッチャーを利用している人 等)</li> <li>・ 開発に当たって、利用者のニーズの把握等に努めており、そ</li> </ul>

区 分	内 容
	<p>の内容を技術に丁寧に反映していること</p> <p>23 誰もが簡単に使えること</p> <p>(例：操作方法は既知かそれに準ずるものであること、感覚的に操作が行えること、音声操作等、手を使わずに操作できること、視力の弱い人向けに色や文字の配慮がされている等)</p> <p>24 可能な限り健常者の移動と同じような時間で移動できること</p> <p>25 多人数による反復した利用が可能であること</p> <p>(例：待ち時間は最小限とする 等)</p> <p>26 可能な限り健常者の移動経路を妨げず共存した経路であること</p> <p>27 大天守のより上層階まで上がれること</p> <p>28 怖い思いをしなくて利用できること</p> <p>(例：落下・転落や、急発進・急停車の恐れがない、動き出しの際に何らか合図等がある、機械の動きに体が慣れるまでの配慮がある 等)</p> <p>29 他人の助けを借りることなく昇降ができること</p>
史実に忠実	<p>30 可能な限り木造天守の外観や内観をそこなわないこと</p> <p>(例：床・壁等に使用されている木材を可能な限り取り外さないようにする 等)</p> <p>31 木造天守に使用されている木材を保護すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建造物の傷みを著しく進めないこと。木造天守に使用されている木材を保護するカバー等、建造物を傷めない工夫が提案されていること</li> </ul>
運用	<p>32 導入後の維持管理、サポート体制が設けられていること</p>

区 分	内 容
	33 導入後の製品改善・運用改善の仕組みが設けられていること
汎用性	34 他の文化財にも転用できる見込みがあること 35 一般の建物にも転用できる見込みがあること
総合	36 総合的に勘案して、特に評価すべき項目があること